

「極真会館」商標権をめぐる訴訟の結果について

平成28年12月6日

一般社団法人国際空手道連盟極真会館世界総極真

代表理事 長谷川 一幸

副代表理事 大石 代悟

顧問弁護士 中澤 佑一

一般社団法人国際空手道連盟極真会館世界総極真（総極真）は、大山倍達総裁が創設された極真空手を次の世代に正しく伝えるべく「極真会館」や極真会ロゴマーク等のいわゆる極真関連標章を、総裁の生前と同じく使用し日々極真空手の教授を行っております。

現在、「極真会館」に関する商標権は、「極真会館宗家」代表の大山喜久子氏および有限会社マス大山エンタープライズがその権利を保持していますが、総極真は商標権者である大山喜久子氏および有限会社マス大山エンタープライズと極真関連標章の使用をめぐり裁判を迫行して参りました。

そして、平成28年11月24日、総極真の主張を認める当方勝訴の判決が東京地方裁判所において下されました。東京地方裁判所平成28年11月24日判決では、我々総極真および総極真に所属する道場のこれまでの活動が「極真会館」の周知性及び著名性の形成・維持・拡大に寄与してきたことが認められた半面、大山喜久子氏らは極真関連標章の帰属主体たる大山倍達総裁の後継者とは認められないとの判断が示され、その結果、大山喜久子氏らの請求が権利の濫用であるとされました。

ご承知の通り大山倍達総裁が創設された極真会館は、残念ながら大山総裁の死後に分裂を繰り返し、現在は多数の会派が「極真会館」として存在している状況です。現在の分裂状況下において、一会派、一個人が商標権を有していること自体が根本的な問題であると我々は考えております。

過去の裁判でも認められたように極真会館の発展と著名性の獲得は大山倍達総裁を中心に各地域の支部長や道場責任者らの長年の活動によってもたらされたものであるならば、商標権の取得は、本来はこれらの者全員の協議によりなされなければなりません。

よって、我々は「極真会館」の商標権を一会派が独占し、結果として他の会派の活動を差し止めることに商標権が使用されることの是非を問い、大山喜久子氏による商標権取得を無効とすべく、大山喜久子氏が保持している「極真会館」商標権について、登録の無効を求める審判請求を平成26年12月1日付にて特許庁に行っております。

我々が行っている大山喜久子氏に対する無効審判請求などの活動は、派閥の個別的な利益を図るのではなく、極真空手全体の利益に適うものであると信じております。

なお、現在特許庁において審理中の商標登録無効審判請求について、ご協力、ご賛同いただける方がいらっしゃいましたら、ご連絡を頂戴できれば幸いです。

以上

【本件に関する問い合わせ先】

弁護士法人戸田総合法律事務所

(担当) 弁護士中澤佑一

E-mail : info@todasogo.jp

〒335-0023 埼玉県戸田市本町 2-10-1 山昌ビル 3 階